

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社及び当社グループは、ステークホルダーからの信頼に基づき、各種事業を通じた社会への貢献を継続するため、適切な内部統制システムを整備し、適正かつ効率的な業務体制を構築することを経営上の重要事項と考えております。

そのため、まず当社及び当社グループの内部統制システム構築に関する基本方針を定め、具体的な体制の整備/構築をグループ全体で着実に実行していきます。

構築するシステムや体制が、当社グループの信頼と企業価値増進のために、真に有効かつ有意義なものとなるよう、当社グループの役員及び従業員全体で内部統制の基本方針の実現とその実効的な運用を徹底していくものとします。

変化の激しい今日、最適な経営判断を決定できる企業統治の仕組みなしには企業の存立は不可能であり、当社の監督機能がより有効かつ適切に機能するよう、コーポレート・ガバナンス体制の構築に今後とも努力してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠商事株式会社	3,896,000	34.38
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	1,886,400	16.64
KDDI株式会社	1,500,000	13.23
MSCO CUSTOMER SECURITIES	555,800	4.90
株式会社博報堂DYメディアパートナーズ	160,000	1.41
株式会社JVCケンウッド・ビクターエンタテインメント	118,400	1.04
大西 浩太	115,000	1.01
大野木 弘	104,000	0.91
新沼 吾史	80,500	0.71
株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ	80,000	0.70

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

本日現在、当社取締役9名のうち、「その他の関係会社」に在籍する者は2名(社外取締役5名中2名)と半数以下となっており、「その他の関係会社」に属しない社外取締役3名を選任することで、取締役会の独立性を保っております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
梶原 浩	他の会社の出身者													
清水 賢治	他の会社の出身者													
繁田 光平	他の会社の出身者													
中村 伊知哉	学者													
三浦 文夫	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
梶原 浩		梶原 浩氏は、当社の議決権の34.38%を所有する主要株主である伊藤忠商事(株)における当社の属する事業部門である情報・通信部門にて情報・通信部門長を務めております。	伊藤忠商事株式会社における当社の属する事業部門である情報・通信部門にて情報・通信部門長を務めており、同社での豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般に助言・提言をいただくことで、経営体制が強化できると判断したため、社外取締役として選任しております。

清水 賢治	清水 賢治氏は、当社の議決権の16.64%を所有する主要株主である株式会社フジ・メディア・ホールディングスの取締役 経営企画・広報IR担当を務めております。	株式会社フジ・メディア・ホールディングスにて取締役 経営企画・広報IR担当を務めており、同社での豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般に助言・提言をいただくことで、経営体制が強化できると判断したため、社外取締役として選任しております。
繁田 光平	繁田 光平氏は、当社の議決権の13.23%を所有する主要株主であるKDDI株式会社のパーソナル事業本部 サービス統括本部 副統括本部長を務めております。	KDDI株式会社にてパーソナル事業本部サービス統括本部副統括本部長を務めており、同社での豊富な経験と高い見識に基づき、通信分野における先進的な取り組みやメディア・コンテンツ事業拡大の推進を目的として、経営体制が強化できると判断したため、社外取締役として選任しております。
中村 伊知哉	該当事項なし	学校法人電子学園情報経営イノベーション専門職大学において学長を務めており、メディア・コンテンツ事業分野における専門家としての見地から、メディア・コンテンツ事業拡大の推進を目的として、経営全般に助言・提言をいただくことで経営体制が強化できると判断したため、社外取締役として選任しております。
三浦 文夫	該当事項なし	関西大学 社会学部メディア専攻にて教授を務めており、メディア・コンテンツ事業分野における専門家としての見地からメディア・コンテンツ事業拡大の推進を目的として経営全般に助言・提言をいただくことで経営体制が強化できると判断したため、社外取締役として選任しております。 また、独立役員要件を満たし、一般株主との利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役人数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査は、内部監査室(1名)が内部監査計画を立案のうえ、常勤監査役が媒介になり必要に応じて監査役会と情報交換をしております。

監査役監査については、適切な監査業務遂行のため、常勤監査役が中心となり、取締役会、経営会議だけでなく、社内の各種会議にも適宜出席し、監査役間で情報共有を図っております。

会計監査については、会計監査人に有限責任 あずさ監査法人を選任しております。監査役は、事業年度を通じて、適切な会計監査及び監査役監査が行われる体制を維持するよう、期中においても必要に応じて情報交換を行うなど、会計監査人との連携を保っております。

内部統制については、J-SOX事務局が内部統制システムの整備及び運用評価を行っております。その経過及び評価結果を、期中においても内部監査室、常勤監査役、経営会議及び取締役会に対して報告しております。

また、内部統制評価の内容は会計監査人でもある有限責任 あずさ監査法人による監査を受けており、この経過及び評価結果についても監査役との情報交換が行われております。

以上のように、当社は各監査活動及び内部統制活動について、各担当間の密接な連絡体制を確保すること、経営会議及び取締役会といった会議体において適宜報告を実施させること及び常勤監査役を媒介にした社内の各種情報を監査役間で共有することなどにより、各活動を有機的に連携させております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役人数	2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
柳葉 聡	他の会社の出身者													
伊藤 修平	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」  
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柳葉 聡		柳葉 聡氏は、当社の議決権の34.38%を所有する主要株主である伊藤忠商事株式会社にて情報・金融事業・リスク管理室長代行を務めております。	伊藤忠商事株式会社にて情報・金融事業・リスク管理室長代行を務めており、同社での豊富な経験と高い見識に基づき、当社経営の適法性・適正性等を確保するために適宜助言・提言をいただくことで、経営監視機能のさらなる充実が図れると判断したため、社外監査役として選任しております。
伊藤 修平		該当事項なし	公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門的な知識を有しており、主に財務及び会計の観点から、当社経営の適法性・適正性等を確保するために適宜助言・提言をいただくことで、経営監視機能のさらなる充実が図れると判断したため、社外監査役として選任しております。 また、独立役員の要件を満たし、一般株主との利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。

**【独立役員関係】**

独立役員の数

2名

その他独立役員に関する事項

**【インセンティブ関係】**

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の賞与を企業業績の変動と連動させるためであります。

## ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明 更新

第27期における当社の常勤取締役4名及び常勤監査役1名に対する報酬額は、109百万円であります。また、社外取締役3名及び社外監査役2名に対する報酬額は、6百万円であります。

上記報酬額は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金(取締役16百万円、監査役1百万円)を含んでおります。

なお、上記人数からは、無報酬の社外取締役2名(2021年6月29日開催の第27期定時株主総会終結の時をもって退任)を除いております。

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について常勤取締役による経営会議において協議を行っております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること、また経営会議における協議を踏まえていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

#### ロ. 基本報酬(固定報酬)の個人別の報酬の額の決定に関する方針(報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

#### ハ. 業績連動報酬(役員賞与)の内容および額の算定方法の決定に関する方針(報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、売上高、経常利益、当期純利益等のグループ全体での連結業績指標を反映した現金報酬とする。報酬額は、各事業年度の目標値に対する達成度合に応じて算出され、常勤取締役による経営会議での協議を経て代表取締役社長が決定するものとし、毎年当該事業年度終了後の一定の時期に支給する。

#### ニ. 基本報酬、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて、取締役の個人別の基本報酬の50%を上限とする範囲内で、業績連動報酬を決定する。

#### ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額については、役位別の報酬額の基準となる役員報酬基準を常勤取締役による経営会議での協議を経たうえで定め、これに基づき具体的な金額を決定し、業績連動報酬の額については、各取締役の業績貢献度を踏まえた業績連動報酬の評価配分とする。

#### ヘ. 役員退職慰労金の内容および額の算定方法の決定に関する方針(報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

業務執行を担う取締役への役員退職慰労金については、取締役会決議により定められた役員退職慰労金支給規程に基づき、月額報酬、在任期間及び役位に応じた額を基準に支給額を算出し、株主総会の承認決議を経て、各取締役の退任時又は退任後一定の時期に支給する。

#### バ. 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の個人別の報酬は、監査役の独立性を担保するため月例の固定報酬のみで構成されており、常勤・非常勤の別、業務分担の状況等を考慮して、監査役の協議により決定しております。

また、常勤監査役については取締役会決議により定められた役員退職慰労金支給規程に基づき、月額報酬、在任期間を基準に支給額を算出し、株主総会の承認決議を経て、退任時又は退任後一定の時期に役員退職慰労金を支給しております。

#### ビ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2000年6月20日開催の第6期定時株主総会において年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議を受けております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。

監査役の報酬限度額は、2000年6月20日開催の第6期定時株主総会において年額50百万円以内と決議を受けております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

#### ブ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年6月29日開催の取締役会において代表取締役社長近藤 正司(現代表取締役会長)に取締役の個人別の報酬額の具体的内容を委任する旨の決議を行っております。委任した権限の内容は、「a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項 ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項」に記載のとおりであり、委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当業務について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

e. 業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法

当社は企業グループ経営を推進しており、当社グループ全体での利益確保を前提としていること、また、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために売上高、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益等の連結業績を業績連動報酬に係る指標としており、当事業年度における具体的な目標は内規の定めに従い代表取締役社長が設定しております。

業績連動報酬の額の決定方法は、業績に連動した計算式に則り、総原資を算出した上で、各取締役の業績貢献度を踏まえた評価配分に関しては、経営会議での協議を経て、代表取締役社長が決定しております。

当事業年度を含む売上高、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益等の連結業績の推移は、「1 主要な経営指標等の推移 (1)連結経営指標等」に記載のとおりです。なお、当事業年度においては業績連動報酬に係る業績指標の目標が達成されなかったため、業績連動報酬は0円となっております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部、経営企画室及び経営管理部が必要に応じて、取締役会の資料の事前配布や説明を行っております。

### 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
中井 猛	相談役	業界活動、現経営陣への助言(経営非関与)	【勤務形態】非常勤、【報酬】有	2007/6/19	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 1名

その他の事項

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

通常業務に対する決定・承認、経営情報の共有化及び取締役会に付議する事項などに関する意見交換を目的として、代表取締役、常勤取締役及び常勤監査役が出席する経営会議を毎週開催しております。その他、常勤役員に加え、当社グループ全体の事業責任者が出席する「経営幹部連絡会」を毎週開催し、経営情報の共有や意見交換を行っていることに併せて、「グループ経営会議」を月一回定例で開催しており、月次ベースでの予算進捗を中心に経営管理を行っております。

当社は、業務執行と経営監視を分離する目的で、2003年6月24日付で執行役員制度を導入いたしました。

執行役員は、付与された権限の中でスピーディーに経営判断をしながら、上記経営会議に重要事項を報告することで、意思決定の効率化と経営管理の徹底を目指しております。

そして、業務執行に関する重要事項、全社の方向性や経営戦略、経営目標、経営資源配分などを決定し、それらの執行状況を適切に監視するために、毎月1回定例の「取締役会」を開催しており、活発な議論がなされております。

なお、提出日現在、当社取締役9名のうち、「その他の関係会社」に在籍する者は2名(社外取締役5名中2名)と半数以下となっており、「その他の関係会社」に属しない社外取締役3名を選任することで、取締役会の独立性を保っております。また、提出日現在、当社監査役3名(うち社外監査役2名)のうち、「その他の関係会社」に在籍する者は1名のみであります。

さらに、社外取締役1名及び社外監査役1名は、それぞれ株式会社東京証券取引所に届け出ている独立役員であります。常勤監査役は上記会議体への出席に加え、各取締役と随時打合せを行うなど取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっております。

したがって、当社の「取締役会」は、独立性の高い社外取締役及び社外監査役が、平時及び有事のいずれにおいても経営者の説明責任や適切な意思決定の履行について監視するのに十分な監督機能を有しております。

以上により、当社は充分なコーポレート・ガバナンス体制が確保されていると認識しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が属する音楽業界及び放送・通信業界は、変化のスピードが速いため、常に最新の業界情報・動向を収集し、経営に反映させることが重要だと考えております。

そのため、当社取締役9名のうち、業界に関し高い見識を有した5名の方々を社外取締役として選任しております。

また、それにより当社の取締役会は高い独立性を維持することも可能になっていると認識しております。

以上の理由から、当社は現在のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第一集中日を避けた開催日を設定するよう努めている。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年9月期 / 3月期には、「当該会計期間の決算結果」、「業績予想」、「今年度の経営方針」、及び「業界動向に基づいた重点戦略施策」等について、アナリスト向け説明会を行うか、又は同内容をまとめた資料を当社HPに掲載している。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明会資料や事業報告書(株主通信)のHP掲載、各種財務諸表を当社HPに掲載している。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室及び総務部がIRに関する業務を担当している。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンスポリシーにおいて、「当社役員及び全従業員等は、顧客・株主・取引先等の利害関係者を尊重し、利害関係者の利益を考慮して行動すること」を規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は企業理念の中に、「音楽の魅力と感動をより多くの人々に届け、心豊かな文化の創造と発展に貢献すること」、「感度の高い良質なコンテンツやサービスを提供し、常に個性的かつ進取的なライフスタイルの提案を行うこと」を掲げており、良質なエンタテインメントコンテンツを提供する事業そのものを通じて、社会的責任を果たす活動に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社法、金融商品取引法及び東京証券取引所等の定める規定を遵守し、該当する情報を迅速な開示の実施と合わせ、当社のホームページを通じた各種情報を提供しております。 また、当社グループ全体を対象としたコンプライアンス・プログラムを定め、創業以来長年の積み重ねで築いてきたステークホルダーの皆様との信用と信頼が棄損することの無いよう、コンプライアンスの遵守に努めています。 加えて、カスタマーセンターやIR窓口を設置し、ステークホルダーの皆様との双方向コミュニケーションの体制を整備しております。
その他	当社では、コンプライアンスポリシーの中で、「役員及び全従業員等は、差別を禁止し、人権を尊重し、国籍・人種・民族・性別・年齢・宗教・信条・社会的身分・障害の有無等を理由とする、差別や嫌がらせを一切行わないこと」、「平等な雇用機会と働きやすい職場環境、平等な雇用機会を確保し、当社役員及び全従業員等に対して、健全で働きやすい職場環境を維持すること」を掲げ、多様な人材が能力を発揮しやすい環境作りに努めております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 代表取締役は、全取締役及び従業員に対し、当社グループコンプライアンスポリシーの遵守を繰り返し徹底させ、高い倫理観と社会的責任に基づいて行動する企業風土の醸成を指導するとともに、適宜、外部の専門家への確認を行い、法令・定款違反行為を未然に防止する。
  - (2) 前項実施のため、コンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当部署を定めコンプライアンスを推進するとともに、内部監査室を設けて法令・定款及び社内諸規程の遵守を検証する。
  - (3) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制
  - (1) 情報管理規程、文書管理規程、ITガイドライン等の規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存・管理する。
  - (2) 取締役及び監査役は、いつでも前項の情報を閲覧することができることとする。
  - (3) 閲覧・コピー及び保管場所・保存期間等に関する不備の有無を確認し、必要に応じ規程を追加修正する。
  - (4) 保存媒体に応じ、機密性が高くかつ必要事項の検索が容易となるよう工夫し保管運用を行う。
3. 損失リスクの管理に関する規程その他の体制
  - (1) 職務分掌規程、職務権限規程における責任体制を徹底し、日常的なリスクの把握を強化する。
  - (2) リスク管理規程に従い、リスクの分類整理を進め、それぞれに適した管理体制の再構築と責任者の明確化を行い、継続的な管理状況のレビューと改善を行う。
  - (3) 不測の事態が発生した場合は、社長をトップとし管理担当取締役を補佐として、顧問弁護士等外部アドバイザーを含むチームを組成して各関係ステークホルダー等への迅速な連絡と対応を行う。
4. 取締役の職務の効率的な執行を確保するための体制
  - (1) 職務の効率的な執行のペースとして取締役会を原則月1回開催し、建設的な討議が行えるよう準備する。また、必要に応じ適宜臨時に開催する。
  - (2) 取締役会以下各種会議体において、重要な経営指標とその目標及び計画施策とその結果などが明確になるよう運営を行い、業務効率と情報伝達のスピードアップを図る。
  - (3) 意思決定プロセスの効率化・迅速化を進め、業務効率と情報伝達のスピードアップを図るために、執行役員制度を採用する。
5. 使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 幹部層の意識から全従業員まで、コンプライアンスプログラムの徹底を更に進める。そのため、順次研修を実施する。
  - (2) 監査役会との連携の下、内部監査室が毎年内部監査計画を定め、適切に実施する。
  - (3) 法令違反の懸念を発見した取締役又は当社従業員は、遅滞なく内部通報制度を活用するか、もしくは監査役へ報告する。
6. 企業集団における業務の適正性を確認・確保するための体制
  - (1) グループコンプライアンスプログラムを当社グループ共通のプログラムとして策定・共有し、それぞれ実施する。
  - (2) グループ会社に対する経営管理基本方針を定め、権限の明確化、重要情報の基準の明確化、迅速な情報の伝達と開示、そして方針や判断の適切なフィードバックを推進する。
  - (3) グループ会社におけるリスクの把握を進め、リスク管理規程の策定などリスク毎の管理体制とリスク管理責任者の明確化を行う。
  - (4) グループ内で適切な取引や会計処理が確保されるよう、グループ内取引規程を定め、実施する。
  - (5) 子会社及び関連会社管理規程において、子会社の意思決定のうち一定の重要案件について当社の稟議決裁を義務付け、また経営に関する重要書類を当社に提出することを義務付けている。
  - (6) 当社は、月1回、当社の取締役、執行役員及び子会社の社長が出席するグループ経営会議を開催し、子会社の業績、重要事項につき報告させる機会を設けている。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役が必要と認める場合、監査役を補助する使用人を監査役の指揮下に置く。
8. 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項  
監査役を補助する使用人は、他部署の使用人を兼務せず、その任免・異動・賃金その他の人事事項は、監査役会の同意を必要とする。
9. 監査役への報告に関する体制
  - (1) 取締役及び執行役員は、監査役に対して、法令に定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。
    - ・財務及び事業に重大な影響を及ぼす恐れのある決定などの内容
    - ・業績及び業績見通しの発表の内容
    - ・内部監査の内容及び結果
    - ・内部情報提供制度に基づく情報提供の状況
    - ・行政処分の内容
    - ・前各号に掲げるものの他、監査役が求める事項
  - (2) 使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。
    - ・当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
    - ・重大な法令又は定款違反事実
  - (3) 当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。
    - ・当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
    - ・重大な法令又は定款違反事実
  - (4) 監査役は常勤取締役会の他、経営上重要な会議に適宜出席できるものとする。
10. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制  
グループコンプライアンスプログラムにおいて、当社グループの役職員が当社監査役に対して直接通報を行うことができることを定める

とともに、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記する。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 内部監査室は、監査役会の助言・要望を得つつ内部監査を実施するとともに、監査役と定期的に会合を持ち密接な情報交換及び連携を図る。
- (2) 監査役会は代表取締役、会計監査人と定期的に意見交換会を開催するとともに、適宜、業務執行取締役及び重要な使用人からヒアリングを実施する。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 代表取締役は、子会社を含めた当社グループにおける財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法及び当社行動基準に基づき、当社経理部門等の関連部門を中心とする十分な体制を整備し、内部統制システムの構築と運用を行うものとする。
- (2) 当社及び子会社の内部統制監査部門は、子会社を含めた当社グループにおける内部統制の遵守状況及びその有効性を定期的に検証し、必要と認められる改善策・是正策を検討するものとする。
- (3) 当社及び子会社の内部統制監査部門責任者は、当社取締役会に対して、内部統制監査部門における検証結果を報告し、併せて必要と認められる改善・是正策を提言するものとする。

14. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制の運用状況について、情報の保存管理は、文書管理規定及び関連規定に基づき、適切に保管及び管理を行い、必要に応じて閲覧できるようにしております。廃棄の際には、溶解処理等により、再生不可能とする処分方法にて廃棄することとしております。

使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制の運用状況について、代表取締役や管理部門から、使用人に対して適宜コンプライアンスプログラムを周知させ、コンプライアンスの遵守状況の確認と啓蒙を実施しております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システムに関する基本的な考え方」の中で「社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する」と定めております。それに基づき、総務部が主管部署となり、公益法人社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入し、研修等を通じて最新の情報を得ております。

万一、事案が発生した場合は、主管部署担当役員の指揮の下、情報の集約と一元管理を行い、顧問弁護士等とも協議の上、対応を行います。また、不当要求電話に対する対応マニュアルを周知するとともに、新規事業の開始にあたり必要がある場合には、主管する警察署へ反社会勢力への対応方法などについて相談し、現場スタッフに周知するなど、未然に防ぐための処置も講じております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### 適時開示体制について

当社の会社情報に関する適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

#### 1. 会社情報の適時開示に係る基本方針

当社は、株主や投資家の皆様に「公正」かつ「タイムリー」に会社情報を提供するため、積極的なIR活動に取り組んでおります。当社は適時開示に関する規則を遵守することに加え、あらゆるステークホルダーの当社グループに対する理解促進を目的に、重要な会社情報の公正かつ適時・適切な開示に努めます。

#### 2. 適時開示に係る社内体制の状況

##### (1) 決定事実

重要な決定事実については、原則として毎月1回開催する取締役会において決定する他、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、迅速な決定を行っております。

決定された重要事項について、開示が必要か否かを管理本部長を中心に検討し、必要と判断された場合は、迅速に開示を行うよう努めております。なお、取締役会には監査役が出席しております。

また加えて、必要に応じて会計監査人による監査、および、弁護士、税理士等からのアドバイスを適時に受けており、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

##### (2) 発生事実

事故・災害・訴訟等については、事象の発生後、管理本部にて情報収集を行い、管理本部長を中心に情報開示の検討準備をいたします。

その他の発生事実については、情報を入手の後、管理本部長を中心に適時開示項目への該当を検討し、該当する場合、経営陣への報告、または必要に応じて取締役会決議を経て、迅速に情報開示をいたします。

##### (3) 決算に関する情報

決算に関する情報については、経営管理部が作成・管理、経営企画室が開示を行っております。

決算数値等については、会計監査人による監査、並びに監査役会の監査を経て、取締役会で決定し、速やかに適時開示を致します。

